

令和7年第12回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和7年12月18日（木） 午後2時55分～午後3時45分

2. 開催場所 棚倉町役場 正庁

3. 出席委員 (農業委員13名・推進委員4名)

会長 15番 沼野 謙一

職務代理者 1番 緑川利喜男

農業委員

2番 草野 勇助 4番 渡邊 秀行 5番 金澤 俊夫

6番 秋山 勝康 7番 高萩 幸一 8番 斎藤 登

10番 藤田 監次 11番 鈴木 敏夫 12番 根本 秀男

13番 星 實 14番 須藤 芳浩

推進委員

根本 勝彦 武地 義成 陣野 康浩 薄葉 新一

4. 欠席委員

9番 垂石みわ子 鈴木 廣紀推進委員

5. 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地の現況確認証明について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

協議第1号 次回総会及び現地調査の日程について

会長	あいさつ
議長	<p>はじめに、本日の農業委員会であります。棚倉町農業委員会規則第6条の規定に基づき、9番 垂石 みわ子 委員、鈴木廣紀推進委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。</p> <p>ただ今の出席委員は、農業委員13名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和7年第12回棚倉町農業委員会総会を開会します。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会規則第42条の規定に基づき、2番 草野 勇助、4番 渡邊 秀行 委員を指名します。</p> <p>次に、会期の決定でありますが、今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。</p>
全委員	「異議なし」
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日と決定されました。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p>
議長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事務局	報告第1号について、朗読を持って説明。
議長	ただ今の事務局の説明について、質問等がありましたらお願ひします。
全委員	「なし」
議長	質問等がないようであります。これは、報告案件でありますので、報告のみとさせていただきます。
議長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。また、これから上程する番号1から番号3の3件については、同じ譲受人が申請地周辺一帯で耕作することから、関係性があるため、一括審議することにし、これに異議ございませんか。
全委員	「なし」
議長	異議なしと認めます。それでは、議事に入ります。
	議題の内容と番号1から番号3について事務局より説明願います。
事務局	議案第1号の内容と番号1から3について、朗読を持って説明。
議長	次に調査員の報告でありますが、根本 勝彦推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
金沢推進委員	<p>番号1から3番の調査結果について、ご報告いたします。</p> <p>12月5日午前9時35分から、それぞれの申請地において●●●●さん立会いのもと、事務局の益子主事と調査を行ってまいりました。申請内容は、ただ今、事務局が説明したとおり、売買により所有権移転であります。</p> <p>まず、番号1番の現地の状況については、数年ほど前から作付けはされておらず、雑草が生い茂っている状態であります。今回申請のありました農地の所有権移転</p>

	<p>については、譲渡人は規模縮小を、譲受人においては、以前から規模拡大を希望していたことから、売買による話がまとまり今回の申請となりました。次に、番号2番については、先ほどの番号1番と隣接地にあり、10年ほど前までは稲の作付け等を委託しておりましたが、受託者から断られたため、その後は耕作しておらず篠や雑草が生い茂っている状態であります。こちらについても、譲渡人は規模縮小を、譲受人は規模拡大を希望しており、番号1番と同様に売買による所有権移転の申請となりました。次に番号3番については、稲の刈り取りが完了している状況であります。当該申請地は、以前より譲受人において稲の作付けを行っておりましたが、譲渡人においては、相続により取得した農地であり処分したいとの意向であったことから、売買による話がまとまり、今回の申請となりました。なお、番号1番から3番まで譲受人は同一人であり、さらに譲受人は3ヘクタール以上の農地を営農しており、農機具等については、トラクターや田植機、草刈り機等を所有しております。また、農作業においても妻及び弟と共同で農作業に従事していくとのことであり、農地法第3条第2項に掲げる要件に該当する項目はなく、許可相当と判断しましたので、委員皆様のご審議のほどを、よろしくお願い申し上げ、報告とさせていただきます。</p>
議長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
草野委員	売買金額について、今回、荒地も含まれているのに少々、高い気がするんだけど、町では基準額を決めてはいないですよね？相対で決めているんだろうけど、事務局には相談に来てはいないんでしょうか？
事務局	はい、相談にはいらっしゃっておりません。 今までも、何件か農地売買について金額の相談はありますが、相対でお願いしますということで、対応しております。
議長	ほかに質疑ありませんか。
全委員	「なし」
議長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員	「なし」
議長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全委員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議長	つづいて、上程する番号4から番号6の3件についても、同じ設定人が申請地周辺一帯で耕作することから、関係性があるため、一括審議することにし、これに異議

	ございませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	異議なしと認めます。それでは、議事に入ります。 番号4から番号6について事務局より説明願います。
事 務 局	番号4から番号6について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告ですが、番号4を武地義成推進委員、番号5と6を陣野康浩推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
武地推進委員	番号4の調査結果について、ご報告いたします。 12月5日、午前10時15分より、申請地において、被設定人の●●●●さん立会いのもと、事務局　益子さんと調査を行ってまいりました。 申請内容は、ただ今、事務局からの説明のとおり、賃借権の設定であります。 現地の状況につきましては、被設定人によって耕起がされておりました。なお、被設定人は、申請地区内において5年ほど前からサツマイモの栽培をしており、農機具等についてはトラクターや耕耘機などを保持しております。そのため、肥培管理の面においても特に問題ないと認められ、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいいたします。
陣野推進委員	番号5と番号6の調査結果について、ご報告いたします。 12月5日、午前10時30分より、申請地において、被設定人立会いのもと、事務局　益子さんと調査を行ってまいりました。 申請内容は、ただ今、事務局からの説明のとおり、賃借権の設定であります。 申請地の現状については、設定人の●●さん、●●さんによって保全管理が行われておりました。なお、被設定人は、申請地区内で5年にわたり、サツマイモの栽培をしております。また、申請地周辺に農業用倉庫を借り受け、トラクターや芋ほり機などを保管しておりました。そのため、肥培管理の面においても特に問題ないと認められ、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、 よろしくお願いいいたします。
議 長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。 次に番号7について事務局より説明願います。

事務局	番号7について、朗読を持って説明。
議長	次に調査員の報告ですが、陣野康浩 推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員	<p>番号7の調査結果について、ご報告いたします。</p> <p>12月5日、午前11時より、申請地において、譲受人の●●●●さん立会いのもと、事務局 益子さんと調査を行ってまいりました。</p> <p>申請内容は、ただ今、事務局からの説明のとおり、贈与による所有権移転であります。申請地の現状については、譲受人によって保全管理および耕起が行われておりました。なお、譲受人は、申請地区内で25年にわたり営農しており、トラクターなどの農機具を保有していました。そのため、肥培管理の面においても特に問題ないと認められ、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全委員	「なし」
議長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員	「なし」
議長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全委員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議長	議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。まず、議題内容と番号1について事務局より説明願います。
事務局	議案第2号の議題の内容と番号1について、朗読を持って説明。
議長	次に調査員の報告ですが、薄葉新一推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
薄葉推進委員	<p>番号1の調査結果についてご報告いたします。12月5日午前9時30分より申請地において、申請人の●●●●さん立会いのもと、星 農業委員と事務局の深谷さんと調査を行ってまいりました。申請内容につきましては、只今、事務局が説明したとおりであります。まず、取水については申請地東側道路の上水道本管から引き込みます。また、雨水は勾配により東側にある実家敷地内の側溝に流します。汚水は合併浄化槽で処理し、実家敷地内の既設側溝に排水します。敷地内は、盛土等はせず、整地し、地盤を転圧後に砂利敷きとし、土砂の流出を防ぎます。</p>

	申請地は住宅が点在する集落内に位置するため、集団農地の蚕食分断及び日照等にも影響がないと判断してまいりました。 委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全委員	「なし」
議長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員	「なし」
議長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全委員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。 次に番号2について事務局より説明願います。
事務局	番号2について、朗読を持って説明。
議長	次に調査員の報告ですが、鈴木廣紀推進委員に調査をお願いしておりましたが、欠席の届出がありました。よって、調査報告書を預かっておりますので、事務局より報告願います。
事務局	番号2の調査結果についてご報告いたします。 12月5日午前10時より申請地において、申請人から委任を受けた●●●●さん立会いのもと、星 農業委員と事務局の深谷さんと調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては、只今、事務局が説明したとおりであります。 まず、取水については西側町道内埋設の上水道本管より敷地内に引き込みます。また、雨水は敷地内に自然浸透とし、余水は西側道路側溝に流します。汚水は、西側町道の公共下水道に排水します。敷地内は整地・転圧を行い、進入口は砂利敷きとし、土砂の流出を防ぎます。隣接する北側の農地から3.7m以上離して住宅を建築するため、日照等にはほとんど影響はなく、集団農地の蚕食分断にはあたらないと見てきました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全委員	「なし」
議長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員	「なし」
議長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。

全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議 長	議案第3号「農地の現況確認証明について」を議題とします。 議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局	議案第3号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議 長	次に、調査員の報告ですが、星實委員、薄葉新一推進委員、塩田喜一推進委員に調査をお願いしておりますので、代表で塩田推進委員に、調査結果の報告を求めます。
塩田推進委員	調査結果について、ご報告いたします。12月5日、午前9時00分より、申請地において、星 委員、薄葉 推進委員、事務局の深谷主任主査、益子主事とで、現地調査をおこなってまいりました。申請内容につきましては、ただいま事務局が説明したとおりであります。申請地は、30年以上耕作をしていないということですが、現況は、北側半分は草刈りが行われており、南側半分はシノや竹が生い茂っている状況ではあるものの、農業用機械で耕起等すれば、農地として復元することが可能と思われる状況でした。また申請地の東側は山林化しているものの、南側と西側に農地が隣接しており、農地として復元した後も、継続して利用することが可能であると見込まれます。以上のことから、現況では、非農地と判断することは難しいとみてまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今の事務局説明並びに調査員の報告のとおりで、非農地証明は出せないということであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は非農地でないとすることに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、非農地証明を出せないと決定されました。
議 長	議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題とします。 議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局	議案第4号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議 長	ただいまの事務局説明のとおりであります。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、原案のとおり承認することに決定されました。
議 長	協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局	協議第1号について、朗読を持って説明。
議 長	ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願ひいたします。
全 委 員	「なし」
議 長	質問等が無いようありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。
議 長	以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和7年第12回棚倉町農業委員会総会を閉会とします。 大変ご苦労様でした。

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和7年12月18日

棚倉町農業委員会 会長

議事録署名委員 2番委員

4番委員